

第十六回国会 建設委員会 議事録 第八号

昭和二十八年七月三日(金曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事内海 安吉君 理事瀬戸山三男君

理事田中 角榮君 理事山下 榮二君

理事逢澤 寛君 理事岡村和右衛門君

理事仲川房次郎君 理事松崎 朝治君

理事五十嵐吉藏君 理事村瀬 宣親君

理事三鍋 義三君 理事山田 長可君

理事中井徳次郎君 理事細野三千雄君

理事高木 松吉君 理事只野直三郎君

出席國務大臣 戸塚九一郎君

出席政府委員 山内 隆一君

総理府事務官 堀井 啓治君

(調達庁総務部長) 南 好雄君

建設政務次官 石破 二郎君

建設事務官(大臣官房長) 洪江 操一君

建設事務官(計画局長) 師岡健四郎君

建設事務官(住宅局長) 岡 良一君

委員外の出席者 岡 良一君

総理府事務官 沼尻 元二君

(調達庁総務部長) 八巻淳之輔君

建設事務官(計画局長) 鮎川 幸雄君

建設事務官(住宅局長) 鮎川 幸雄君

局住宅経済課長 西畑 正倫君

専門員 西畑 正倫君

七月二日

委員高田弥市君辞任につき、その補

欠として平井義一君が議長の指名で委員に選任された。

七月一日

土地収用法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一四一号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障条約第三条に基づく行政協定の

実施に伴う土地等の使用等に関する

特別措置法の一部を改正する法律案

(岡良一君外二十六名提出、衆法第

二九号)

同日二日

後川右岸堤防築設に関する請願(濱

田幸雄君紹介)(第二三〇一号)

大平地内の地すべり対策確立に關す

る請願(田中彰治君紹介)(第二三七

六号)

の審査を本委員会に付託された。

同日一日

十号国道の改良事業実施に關する陳

情書(鹿兒島県議會議長田中茂穂)

(第六一六号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

産業労働者住宅資金融通法案(内閣

提出第八九号)

土地収用法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一四一号)

北海道防塞住宅建設等促進法案(瀬

戸山三男君外三十八名提出、衆法第

一三三号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障条約第三条に基づく行政協定の

実施に伴う土地等の使用等に関する

特別措置法の一部を改正する法律案

(岡良一君外二十六名提出、衆法第一九号)

九州地方における豪雨災害状況に關する説明聴取

○久野委員長 これより會議を開きま

す。

建設大臣が、やむを得ない所用のため少々

遅れますので、九州地方における豪

雨災害状況に關する説明は、大臣が御

出席になりましたから何うことにはいた

します。

○久野委員長 次に土地収用法の一部

を改正する法律案を議題といたします

す。提案理由の説明を聴取いたします

。南政務次官。

土地収用法の一部を改正する法律

案

土地収用法の一部を改正する法

律

土地収用法(昭和二十六年法律第

二百十九号)の一部を次のように改

正する。

目次中「第二章 事業の準備(第

十一条―第十五条)」を「第二章 事

業の準備(第十一条―第十五条)

あつて、旋委員のあつて、旋(第十五条の

二―第十五条の六)に改める。

第十四条の見出しを「障害物の伐

除及び土地の試験等)に改め、同条

第一項を次のように改める。

起業者又はその命を受けた者若

しくは委任を受けた者は、第三条

各号の一に掲げる事業の準備のた

めに他人の占有する土地に立ち入

つて測量又は調査を行うに當り、

やむを得ない必要があつて、障害

となる植物若しくはかき、さく等

(以下「障害物」という)を伐除

しようとする場合又は当該土地に

試験若しくは試す、若しくはこれ

に伴う障害物の伐除(以下「試験

等)という)を行おうとする場合

において、当該障害物又は当該土

地の所有者及び占有者の同意を得

ることができないときは、当該障

害物の所在地を管轄する市町村長

の許可を受けて当該障害物を伐除

し、又は当該土地の所在地を管轄

する都道府県知事の許可を受けて

当該土地に試験等を行うことがで

きる。この場合において、市町村

長が許可を与えようとするときは

障害物の所有者及び占有者に、都

道府県知事が許可を与えようとし

るときは土地の所有者及び占有者

に、あらかじめ、意見を述べ、機

会を与えなければならぬ。

第十四条第二項中「伐除しよう

とする者」の下に「又は土地に試験

等を行おうとする者」を、「伐除しよ

うとする日」の下に「又は試験等

を行おうとする日」を加え、「その所有者

及び占有者」を、「当該障害物又は当

該土地の所有者及び占有者」に改め

る。

第十四条に次の一項を加える。

4 前項の規定は、第一項の規定に

よる土地の試験又は試すに伴う

障害物の伐除をする場合には適用

しない。

第十五条第二項中「伐除しよう

とする者」の下に「又は土地に試験

等を行おうとする者」を、「市町村長

の下に「又は都道府県知事」を加

える。

第二章の次に次の一章を加

える。

第二章の二 あつて、旋委員のあ

つて、旋

(あつて、旋の申請)

第十五条の二 第三条各号の一に掲

げる事業の用に供するための土地

等の取得に關する関係当事者間の

合意が成立するに至らなかつた

ときは、関係当事者の双方又は一

方は、書面をもつて、当該紛争

に係る土地等が所在する都道府

県の知事に対して、当該紛争の解決

をあつて、旋委員のあつて、旋に付

することを申請することができる。但

し、当該土地等について、土地細

目、権利細目、物件細目又は土石

砂れきの細目の公告の申請があつ

た後は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定に

よる申請があつた場合においては、

当該紛争があつて、旋を行つた適し

ない認められるときを除くの外、

あつて、旋委員のあつて、旋に付

するものとする。

3 第一項の規定による申請で同一

の事業に係るものが二以上の都道

府

道

道

道

道

道

道

道

道

道

道

道

道

道

道

道

道

府県知事にされた場合において、それぞれの都道府県のあつた委員のあつた旋に付することが適当でないとい認められるときは、関係都道府県知事は、協議により、いずれの都道府県のあつた委員のあつた旋に付するかを定めることができる。

(あつた旋委員)
第十五条の三 あつた旋委員は五人とし、事件ごとに、取用委員会がその委員の中から推薦する者一人及び半議を経験を有する者で取用委員会が推薦するものについて、都道府県知事が任命する。

(あつた旋の打切)
第十五条の四 あつた旋委員は、あつた旋中の紛争に係る土地等について、土地細目、権利細目、物件細目又は土石砂れきの細目の公告があつた場合には、当該あつた旋を打ち切るものとする。

(あつた旋委員の報告及び退任)
第十五条の五 あつた旋委員は、あつた旋が終了したとき、又は前条に規定する場合その他の事由に因りあつた旋を打ち切つたときには、遅滞なく、その経過及び結果を都道府県知事に報告しなければならない。

2 あつた旋委員は、前項の規定による報告をしたときは、当然に退任するものとする。

(あつた旋の申請の手續等)
第十五条の六 この法律に規定する事項を除くの外、あつた旋の申請の手續その他あつた旋に關し必要な事項は、政令で定める。
第三十一条第二項中「前項を」第一項に改め、同項を同条第三項と

し、第一項の次に次の一項を加える。

2 起業者は、その事業の用に供するための土地の取得に關する紛争が第十五条の二第二項の規定によりあつた旋委員のあつた旋に付された日から三月をこえない期間内において、当該紛争に係るあつた旋が継続している間は、前項の規定による土地細目の公告の申請をすることができない。

第九十一条第一項中「又は障害物を伐除することを」を「障害物を伐除し、又は土地に試掘等を行うこと」に改める。

第二百二十五条各号列記以外の部分中「第一号を」第二号に、「第二号から第五号まで」を「第一号及び第三号から第六号まで」に改め、同条第一号を同条第二号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第十五条の二第一項の規定によつてあつた旋に付することを申請する起業者
第三百三十六条第一項中「関係人」の下に「並びに第十五条の二第一項に規定する関係当事者」を加える。
第三百三十七条中「調停委員の委員」の下に「並びにあつた旋委員」を加える。

第四百四十三条第三号中「伐除した者」の下に「又は都道府県知事の許可を受けずに土地に試掘等を行つた者」を加える。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

○南政府委員 土地収用法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の趣旨及び法案の概要を御説明申し上げます。

改正の要点は二つありまして、その第一点は、近時電源開発、治山治水等のため、ダム建設事業が増加して参りましたが、これら事業の準備のために測量、調査を行うにあたりまして、障害となる植物、かき、さく等を伐除し得るといふ規定は、現行法にありますが、地質調査のための土地の試掘等、いわゆるボーリングをする場合の規定が得られない場合は、ダム工事等は準備の段階におきまして行き詰まるという事態が起きますので、この点を解決いたしますため、事業施行者は、知事の許可を受けて、ボーリングを行い得るよう規定を整備しようとするものであります。

改正の第二点は、公共事業の施行に伴う用地の取得に關して、関係当事者の間に合意が成立しない場合に、土地収用の手續をとる以前におきまして、これが解決されるよう、あつた旋委員によるあつせんという制度を設けようとするものであります。すなわち、用地問題はすべて、取用手続を開始する以前の任意交渉の段階において起きるわけでありまして、この場合事業施行者はもちろん、土地所有者側も土地収用法の発動を見ることなく用地問題を解決し、円満に公共事業が促進せらるるのが望ましいのでありまして、当事者間の任意交渉の段階における第三者のあつせん制度の必要が痛切に感じられておるのであります。従いまして本案のあつせんは取用手続に入る前の

段階において行われるのであります。取用手続に入りまして以後すなわち土地細目の公告という取用手続があらりましたならば、これを打ち切ることにしておられます。これと同時に、あつせんが行われている間は、一定期間を経過しない限りは、事業施行者に、土地細目の公告申請による強権発動を許さないこととして、あつせん制度を意義あらしめることとしております。

あつた旋委員は、事件ごとに、知事が、取用委員会の推薦に基いて、五人を任命することとし、そのうちの一人は取用委員会の委員が当ることになつております。

以上が本法案の提案理由とその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○久野委員長 本案につきましては、本日この程度とし、質疑は次会に譲ることになったと存じます。

○久野委員長 次に産業労働者住宅資金融通法案を議題といたします。本案につきましては、質疑は全部終了いたしました。ただいま委員長の手元に改進黨村瀬親君より修正案が提出されておりますので、この際提出者よりその趣旨説明を求めます。村瀬親君。

○村瀬委員 まず修正案を申し上げます。産業労働者住宅資金融通法案に対する修正案
産業労働者住宅資金融通法案の一部を次のように修正する。
第九条第一項の表を次のように改める。

区分	貸付金の限度	貸付金の利率	貸付金の償還期間
耐久構造の住宅(主要構造部を建築基準法(昭和二十五年法律第七十二号)第二条第七号に規定する耐久構造とした住宅をいう。以下本条において同じ。)	住宅の建設費(建設費が標準建設費をこえる場合においては標準建設費。以下本条において同じ。)	年六分五厘	三十五年以内
簡易耐久構造の住宅(外壁を建築基準法第二条第七号に規定する耐久構造とした住宅をいう。以下本条において同じ。)	住宅の建設費又は土地の価額の六割に相当する金額	年六分五厘	二十五年以内
耐用の住宅(主要構造部を建築基準法(昭和二十五年法律第七十二号)第二条第七号に規定する耐久構造とした住宅をいう。以下本条において同じ。)	住宅の建設費(建設費が標準建設費をこえる場合においては標準建設費。以下本条において同じ。)	年六分五厘	三十五年以内
簡易耐久構造の住宅(外壁を建築基準法第二条第七号に規定する耐久構造とした住宅をいう。以下本条において同じ。)	住宅の建設費又は土地の価額の六割に相当する金額	年六分五厘	二十五年以内

耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅の建設並びにこれに附随する土地の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地の価額の五割五分に相当する金額	年六分五厘 十八年以内
--	---------------------------	----------------

本修正案の趣旨を簡単に申し上げます。

原案第九条におきましては、貸付の条件が、貸付金の限度、利率、償還期間、ともに金融公庫の一般貸付の場合に比べて、相当きびしくなつております。これは一面民間資金導入あるいは資金の能率的回轉等のための措置ではあります。委員会における審査の経過にかんがみましても、貸付割合の過小は、中小企業者の利用を困難ならしめ、償還期間の縮減は、償還金を多額にし、ひいては家賃を高めることの結果に陥ることは明らかであります。従いまして本修正案におきましては、貸付金の限度を耐火構造及び簡易耐火構造の住宅については六割、その他の木造等の住宅については五割五分とし、貸付金の償還期間に關しましては、現在の金融公庫法の規定と同様に、耐火構造の場合三十五年、簡易耐火構造の場合二十五年、木造等の場合を十八年とした次第であります。

なお貸付金の限度に、耐火的のものと、しからざるものとの間に五分の差をつけましたのは、金融公庫からの一般貸出しの場合に準じ、また耐火的な建築物を奨励する意味からであります。何とぞ本修正案に御賛成あらんことをお願いいたします。

○久野委員長 これより本案に関する

第一類第十六号 建設委員會議録第八号 昭和二十八年七月三日

修正案及び原案を一括して討論に付します。

○田中(角)委員 この際動議を提出いたします。本法案並びに修正案に対する討論は省略して、ただちに採決せられんことを望みます。

○久野委員長 ただいまの田中角榮君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議ありませんので、さう決しました。

それではこれよりただちに本法案を採決いたします。

産業労働者住宅資金融通法案に対する修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○久野委員長 起立総員。よつて本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決せられました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○久野委員長 起立総員。よつて産業労働者住宅資金融通法案は、修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

この際山下榮二君より本案に対する附帯決議の提案があります。これを許します。山下榮二君。

○山下(榮)委員 ただいま御決定になりました産業労働者住宅資金融通法案に対する附帯決議を提出したいと存じます。まず先に附帯決議の案文を朗読いたします。

産業労働者住宅資金融通法案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に際し次の措置を講ずべきである。

一、現下の深刻な住宅難特に住宅不足の甚しい勤労庶民階層の事情にかんがみ、これに対する住宅対策を更に強化するとともに、その一環たる本法に基づく産業労働者住宅の建設については、最近の機会において貸付資金の増額をはかる措置を講じ、あわせて資金貸付の範囲の拡大、貸付金の限度の引上及び貸付金の利率の低減に努めること。

二、住宅対策審議会に所要の部会を設け、本法に關する重要事項について住宅対策審議会の意見を十分に尊重すること。

三、貸付金に係る住宅の入居者の資格及び家賃その他の貸付の条件について入居者の意見を十分に反映させるために、必要な措置を講ずること。

四、勤労庶民住宅の建設を促進するため、これに課せられている税金の減免に關し適当な措置を講ずること。

次に本案の趣旨を簡単に申し上げます。第一に、貸付金は、昭和二十八年度の本予算に二十億圓が計上され、これにより約六千五百戸の住宅建設が予定されておる由であります。現在の住宅不足数は三百万戸以上に及んでおるのであります。ことに産業労働者においても、百十九万戸の不足が数えられておるのに対し、これではあまりに僅少といわなければなりません。資金運用部資金中には、厚生年金積立金が六百億圓以上も含まれておりまして、これらの相当部分は、当然労働者住宅建設資金の財源として利用してさしつかえがないものと考えるのであります。政府は、すみやかに貸付金を大幅に増額する措置を講じて、建設戸数を増大すべきであります。これが実現すれば、次には地方公務員その他に対する貸付範囲の拡大をはかり、また貸付金の限度を引上げて、中小企業者の住宅建設に対する融資をも円滑化させねばなりません。さらに、政府が財政資金の一部を投入することにより、貸付利率を低減し、もつて償還金を軽減し、家賃を低下すべきであります。

第二は、本法施行に際し、融資が一部大企業に偏することのないよう留意すべきはもちろんであります。これがためには、住宅審議会に所要の部会を設けて、本法の公正な施行に關し、常に当局に意見を具申することき方法をと、建設当局はその意見を十分に尊重して、本法の適正なる運営を期すべきであります。

第三に、入居者の資格及び家賃その他の貸付の条件に關しましては、入居者の意見を十分に反映せしめるため、各事業主体ごとに住宅管理委員会とでも稱すべきものを設け、事業者及び労働者の代表により、適正なる運用を行うべきであります。

第四に、現在かかる労働者住宅に、相当の税金が課せられている実情にか

んがみ、その軽減措置を強化すべきであります。すなわち地方税たる固定資産税に關しましては、床面積十五坪以下の専用住宅に限り、三箇年間半減の措置をとることが適当である旨の地方財政委員会の通牒が出されておりますが、大都市では、いまだ実施されてない状況にかんがみ、要すれば地方税法を改正しても、これを徹底すべきであります。また国税では、租税特別措置法に關しましては、租税特別措置法により、現在貸付住宅の減価償却を損金に算入する場合、建設後三箇年を限り五割増しとすることが認められておりますが、この期間は、少くとも五箇年に延長する必要があると考えられます。政府当局は、本決議の目的達成のため、万全の措置を講ずべきであります。

以上、本案の趣旨を簡単に説明いたしました。何とぞ各位の御賛成をお願い申し上げます。

○久野委員長 ただいまの山下榮二君の提案に御意見があれば、これを許します。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 別に御発言もないようでありましたから、採決いたします。ただいまの附帯決議に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○久野委員長 起立総員。よつて本附帯決議は可決されました。

この際お諮りいたします。ただいま決議いたしました議案に關する衆議院規則第八十六条による委員会報告の作成に關しましては、委員長に御一任願

いたいと思ひますが、御異議ございせんか。

○久野委員長 御異議なしと認めまして、さようとりはからいます。

○久野委員長 次に北海道防寒住宅建設等促進法案(瀬戸山三男君外三十八名提出、衆法第十三号)を議題といたします。

ただいま委員長の手元に、改進黨の五十嵐吉蔵君より修正案が提出されております。その趣旨説明を求めます。五十嵐吉蔵君。

区分	貸付金の限度	貸付金の償還期間
防寒住宅であつて、且つ、前項に規定する耐火構造の住宅であるものの建設及びこれに附随する土地の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費(建設費が標準建設費をこえる場合においては標準建設費。以下本条において同じ。)又は土地の価額(価額が標準価額をこえる場合においては標準価額。以下本条において同じ。)の六割に相当する金額	三十五年以内
防寒住宅であつて、且つ、前項に規定する簡易耐火構造の住宅であるものの建設及びこれに附随する土地の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地の価額の六割に相当する金額	三十年以内

本修正案の趣旨を簡単に申し上げます。本修正案は、先刻議決されました産業労働者住宅資金融通法案の修正に伴ひまして、必然的に修正されなければ

ならない性質のものであります。すなわち、産業労働者住宅資金融通法案第九條に掲げる貸付金の条件について、若干の修正がありましたので、本法案におきましても、同様に貸付金の限度

北海道防寒住宅建設等促進法案に対する修正案
北海道防寒住宅建設等促進法案の第八條第二項中「資金の貸付をする場合においては、」の下に「貸付金の利率は年五分五厘とし」を加え、「公庫法第二十条第一項及び第二十一条(貸付金の利率並びに償還の期間及び方法)第一項の規定にかかわらず、」を削る。

第九條第二項中「資金の貸付をする場合においては、」の下に「貸付金の利率は年六分五厘とし」を加え、「融通法第九條第一項の規定にかかわらず、」を削り、同項の表を次のよ

うに改める。

を六割に引上げ、さらに貸付金の償還期間については、原案におきましては、耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅ともに三十年以内と規定してありましたが、これを前者は産業労働者住宅資金融通法案と同様に三十五年以内、後者は三十年以内とし、そのほか若干の条文の整理を加えたものであります。何とぞ御賛成くださるようお願いいたします。

○久野委員長 これより修正案及び原案を一括して討論に付します。討論は通告順にこれを許します。中井徳次郎君。

○中井(徳)委員 ただいま上程になつております法案につきましては、原則的に私も反対ではありませんが、むしろ提案者になつておられるわけな

のであります。ただし、前の委員会

のときにも、他の委員から御発言がありましたように、衣食住の問題につきましては、食の問題は、国全体として助成その他の方法がとられておりますが、住の問題については、ある地域だけに限つて政府が何らかの助成をするというの

は、おそろしく今回が初めてであると思ひます。そういう意味におきまして、私どもは将来この問題については

この希望だけ申し上げまして、修正案に賛成いたしたい、かように考えます。

○久野委員長 ほかに討論の通告がございませんで、これにて討論は終局いたしました。

○久野委員長 起立総員。よつて修正案は可決せられました。

次に修正部分を除いた原案について賛成の方の御起立を願ひます。

○久野委員長 起立総員。よつて本法案は修正案の通り修正議決せられました。

なおお諮りいたしますが、本案に関する衆議院規則第八十六条による委員会の報告書につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

先ほど北海道という特別な地域だけにするのは必ずしも適当でないという御発言があつたのであります。これは質疑中にもその御意見があら

は、きわめてごもつともな御意見だと考へておる次第であります。ただし、前に審議中に申し上げましたよう

に、北海道開発法に從つて、狭くなり

ました領土の、特に未開発地帯の北海道の開発をするために、特別立法をいたして、今その実施に當つておる次第

であります。そこで住の問題が開発の基礎になるという観点から、特別に北海道について、非常に内容の貧弱な法案ではありますけれども、その趣旨を

込めて立案をいたしました次第であります。幸いにいたしました。皆様方が北海道の日本の国土における重要性にか

使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。提案者より提案理由の説明を聴取いたします。岡良一君。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（関係行政機関等の意見の聴取）

第六条 内閣総理大臣は、土地等の使用又は取用の認定に関する処分を行うおとすときは、あらかじめ、関係行政機関の長、関係のある都道府県及び市町村の長並びに学識経験者有する者の意見を聞かなければならない。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○岡良一君 ただいま上程されました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施

に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、提案の理由を説明いたしたいと存じます。

その理由は、内閣総理大臣が、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定によりまして、土地等の使用または取用の認定に関する処分を行うおとすときには、その処分が適正に行われるように、あらかじめ関係行政機関の長、関係のある都道府県及び市町村の長並びに学識経験を有する者の意見を聞かなければならないことにする必要があると思ひまして、この改正案を提出いたしましたものであります。

何とぞ慎重御審議の上、心から御賛成のほどをお願いいたします。

○久野委員長 本案に關します質疑は、後日に譲ることにいたします。

○久野委員長 ただいまより建設大臣から九州地方における豪雨災害状況に關する説明を聴取いたしたいと存じます。戸塚建設大臣。

○戸塚建設大臣 このたびの西日本における災害は稀有のことでありまして、まことに遺憾なことでありまして、ただいま宮中に伺つて概況を奏上して歸つて参つたやうなわけでありまして、つい遅れて参りました、まことに申訳ありません。

二十六日の午後三時ごろ第一報を受取つたところ、増水の状況、降雨量等を勘案して、これはたいへんなことになりそうだとする予感がいたしました。

た。飛行機の都合がありましたので、その翌朝河川局長と厚生省の社会局長にただちに行つてもらつたのであります。その後の状況で、一応こちらの打合せを済ませて、二十七日の夕方三時二十分日航機で東京を出発いたしました。福岡に着きましたときは非常な雨の中で、着陸など困難であつた関係もあつて、福岡県庁に参つたのは十時過ぎでありました。その後三日間滞在いたしましたして一昨七月一日の夜の十時ごろ羽田に歸つて参つたわけでありました。その間最も被害の甚大であつた福岡県、佐賀県、熊本県のほんの一部ではあります。

なま／＼しい被害状況を視察いたしました。親しく罹災者に接して慰問と激励の辞を送り、なお現地当局とも打合せをし、督励いたしました。それ／＼必要な措置を講じたつもりでございます。

今回の梅雨災害は主として福岡、熊本、佐賀、大分、長崎、山口の六県にわたつて、甚大なる損害をもたらしておられますが、その主たる原因は、従来の記録をはるかに突破したほんとうに異常なる降雨によるものと考へられます。その雨は二十五日の朝以来二十九日に至る五日間、二十九日は大体小やみになつておりました。福岡辺ではほとんどのやんでおりました。このときは梅雨前線がやや南の方に引き、その前日は北の方に行つた。とにかくこの五日間あの辺に梅雨前線なるものが停滞しておつたやうな状況でございます。そのため連続の雨となつて熊本県の小栗、その他の山間地帯における総雨量は千ミリと称せられております。また

平地におきましても、福岡あたりで六百ミリ、いづれもいまだかつてない記録である。福岡の気象台長に聞いたところでは、従来の六月の雨量の記録は四百五十と言つておりました。これこれ平地においても倍の所が相当に多かつたということでもあります。これがために各河川は増水して、隘水、すなわちオーバー・フロー、さういふわけで堤防が至るところで破壊されました。特に大分、熊本、福岡、佐賀の四県にわたつておられます。筑後川は、全面的に堤防が決壊したといつてもよろしい。調査をされております。こういうわけで、濁水が筑後平野に浸入して、五万町歩に及ぶ沿岸一帯がどろ海となつたというわけでありまして。

また遠賀川は、直方の少し下流に植木町というのがありますが、この植木町から一キロばかり下流の所で左岸が決壊をいたしました。植木町はちやうど孤島のようになつてしまつた。その左岸から流れた水が突き当る所が鹿尾島本線、国道三号線、こゝろ重要な幹線交通路まで破れたのであります。もつとも鉄道の方は、水ががぶつておるのであつて、ひどくこわれたところはなほ開いておりました。そのほか矢部川、熊本県では菊池川、白川、緑川、大分の大分川、大野川なお佐賀県の嘉瀬川、こゝろ川の本川、支川がほぼ同様な惨状を呈した。このために道路、鉄道の交通機関が杜絶して、家は流れあるいは屋根まで浸水をする。耕地は土砂で埋まる、耕作物は流れ

る、炭鉱は水につかつて作業停止のやむなきに至つたものもある。総被害は目下調査中ではあります。がおおよそ一千数百億に及ぶものと見受けられております。また人命は、これら損害の莫大なものでありまして、三十日現在で死亡、行方不明、負傷合せて二千名と報告されております。家屋の損害は三十一万戸罹災者は百五十万人に達しようとして、耕地の損害も十五万町歩になん／＼としておるのであります。特に筑後川下流部の平野の広汎な区域にわたつて、筑後川の本川の水位が低下しないために、今なお濁水してその濁水をきわめて遅々としておる状態でありまして。

なお、特に惨状のはなはだしくつたと思ひましたのは熊本市であります。子飼橋という橋がありますが、その左岸地帯で、これはなお後に詳しく申し上げますが、二十六日の夕方一瞬にして百數十世帯を流した、人命も百数十を失つたといふやうな状態でありまして。

炭鉱の被害は、福岡県で百八坑、佐賀県で二十坑、計百二十八坑が水が入つたといふやうに報告されております。この被害額が二十六億と見られております。

鉄道の被害については、河川の氾濫と同時に鹿児島本線、長崎本線、日豊線を初めとして、ほとんど全線が不通になり、現在なお十数本の不通線があります。特に関門隧道は浸水のため本州と九州との連絡が杜絶し、ただいま海上連絡をはかつておる実情であります。目下の予想では、九州地内の鉄道はおおむねこの五日ごろまでには全通させたいといふ努力をいたしております。

ます。関門隧道の開通は今月の二十日ごろになるものと予想をいたしておるのでありますが、交通、通信諸施設の復旧が、今次災害復旧施策中最も重要なことと考えられますので、この点に重点的に努力をいたしております。

なお、この災害につきまして、各県ともそれぞれ災害対策本部を設置し、ただいままでのところでは一と申しますのは、私が語るまでのところでは、人命の救助及び罹災者に対する食糧、衣料の配給あるいは伝染病に対する予防というふうなことに全力を注いでおるのでありますが、これらに必要な運搬用の船が非常に熱望されたのであります。災害発生当時各地に船が不十分であるので、ほかに方法がないので、特に船が方々から要求をされておるような次第であります。これには米軍の援助を求めたり、あるいは保安隊の出動を要請するというようなことで、いずれも非常に熱心に協力して救助、救済の活動が続けられております。なお重要交通路を確保するため、流失した橋に対しては仮橋をかけた、あるいは迂回路を設けるというふうな緊急な措置をとっております。

久留米の病院から患者を輸送するのに、非常に米軍が協力してくれた。これは一例であります。そういうことがあり、また佐賀県の神埼町というところが城原川という川があります。これは小さい川であります。国道の橋が流れたのに対して、保安隊が出動して、たまたま持つておつた資材で短時間で仮橋をかけたというふうなこともございまして、今回の災害の甚大なのにかんがみて、災害発生と

もに、時を移さずという意味で、私並に篠田農林政務次官以下関係官が現地におもむきまして、各関係機関を督励して、罹災者の救助、水害防除及び応急復旧に当たるとともに、現地並びに内閣に西日本災害対策本部を設けまして、災害対策に万全を期しておること、御承知の通りであります。水も一雨日前からだん／＼減水して参りました。これからいよいよ本格的な復旧工事も可能となつて参つたのであります。とりあえず筑後川外直轄河川の応急復旧費として昭和二十八年度災害予備費から六億円の支出を決定いたしました。これと同時に、地方団体の公共施設応急復旧の資金に充当するために、これもとりあえず資金運用部資金から福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、山口の各県に対して、合計十億円を融通することにいたしましたのであります。また今回の水害によつて流出、倒壊した戸数は四千五百戸に達しております。これらに対しましては、とりあえず、災害救助法を発動して、応急バラックを建設して、罹災者を収容いたし、なお今は公営住宅の建設なり、住宅金融公庫の特別融資というふうなことによつて、遺憾なきを期して行きたいと考えております。

なお、以上のほか、被災地の国税の減免あるいは稲の苗の補給等の応急措置を講じておるわけでもありますが、さらに根本的に将来再びかような災害の発生することを防ぐために、従来の治山治水の計画にさらに再検討を加えて、治水の万全を期する必要があると存じまして、さつそく研究にかかつておるような次第であります。

このほか治安状況は、最もはなはだ

しかつた熊本市内におきましても、熊本県知事が申しておりましたが、こういふ非常な混雑の割に平静であるというふうなことで、全体もそのように承知いたしました。

それから、先ほど申しましたが、伝染病のことは、すでにこの災害の前から福岡県あたりには二千名も赤痢患者があつたというふうなことであります。こういふことは、どこでも伝染病が非常に蔓延するものでありますから、私は各県の当局者に会つたときに、この点を特に注意をいたしておきました。

その他たたいま申し上げましたように、まだ交通、通信いづれも困難あるいは不能の状況でありまして、各地との連絡はきわめて不十分であります。まだ私が歸りますまでは、どつちかといへば今申し上げたように救助、救恤、救護というふうなことで、あるいは物資の手当てというふうなことに全力が注がれておるようなわけでありまして、まだ復旧という段階には十分に入れないような状況であります。今後洪水しておる水が引いて来るに従つて、被害もまただん／＼と参ります。同時に、それによつて各地からの報告なども詳しくわかることと思つて、各県ともほぼ連絡ができておりますが、まだその県内の各地には、とうてい連絡等がとれない所が多いような状況でありますから、おの／＼さらさら今後の報告を待つて皆様にも御報告申し上げたいと存する次第であります。

福岡、佐賀、熊本、これだけは県庁だけでも何とか行つて来たという気持は初めから考へておつたのであります。が、二十七日の夜着きました。その日は県庁でいろいろ打合せをして、当時知事は久留米へ見舞に行つたまま帰れなくなつたというふうな状況でありました。そのあくる日の二十八日は、御承知のように非常な豪雨でありまして、この日だけでも一つの洪水になろうかというふうな、二百ミリくらい雨が降つたやうであります。そういうわけで、その日に駐留軍の飛行司令官が、何とかして上空から見せてやろうというので、私も飛行機まで行つて待つておつたのであります。どうしてか雨がやまない。やむを得ず今日はだめだといふことなので、ついでと言つてはあれですが、筑後川の沿岸になるべく近いところ、ちよと佐賀県と福岡県の境目で大木川という支流がありまして、その支流の行けるところまで行つてながめて待つて来ました。その辺に支流がだん／＼とありますが、いづれも本流の決壊から来たので、横つ腹をみな破られたやうなかつこで、一望のどろ海でありました。その次の日には、また飛行機のことを考へました。が、まだ天候が定まつておりませんが、まだ天候が定まつておるうちに時間をむだにしたいと思つて、佐賀県にたしかく入ることにしました。鳥栖から久留米の方へ行くところを少し入るだけ入つて筑後川に約三キロの地点まで参りました。その辺は鉄道の線路はまだ水につかつておるというふうな状況で、久留米に入ることはできませんでした。

それからただちに佐賀県に向いて、先ほど申し上げました保安隊が仮橋をかけてくれたところを渡つて、また佐賀へ行く国道はトラックの輪がちょうどつかつておるくらいに、国道自身もだつつかつておりました。佐賀へ三キロか四キロあるでしようか、そのうち三分の二くらいはまだ水であつた、こういう状況であります。県庁でいろいろ話を聞いたりして帰つたわけでありませんが、佐賀市内も、全部ではありませんが、ほとんど水をかぶつたのであります。私が行つた時分には少し低いところはみな水につかつていた。国道も、反対側の国道もやはり水につかつておつて行くことができないというふうな状態でありました。

その次の日の昼ごろ、幸いによりや飛行機が出られるということで、昼少し前でした。軍用機に乗せてもらいまして上空から筑後川の河口、それから佐賀市、すつと上流へ行つて大分県に入つた夜明という発電所のあるところ、その辺まで参つて見てまわつて續いて熊本に入つたのであります。熊本は上空から見たところ、これはほんとうに全面的に水をかぶつたといふことが明らかにわかるやうな状態でありました。と申しますのは、上から木材の流れてきたのが至るところにばら／＼と上から見えて、郊外二里のところに着陸いたしました。それから県庁へ行き、その間に市内の急所を見せてもらつたり、先ほどの報告の中で申し上げました子飼橋といふところ

これは熊本市内の一歩おきな道路、国道で軍車の通つておる大きな道からちよと横へ入つた、つまりそれに沿つた白川にかかつておる橋であり

ました。

ました。

ます。この橋の——たとえこれだけ
が橋といたしますと、この橋はコンク
リートづくりの橋なんです、これに
流れて来た木材や家のこわれたのが全
部ここにたまって、それがどのくらい
ありましようか、ここにほかの空真の
例がありますから、あとでこちらに入
れますが、水口をふさいだようになつ
てこうなつておる。そこで水がはけ口
を求めた結果、この川はちようど向う
からこういふふうにまわつて来ておる
のでありますけれども、そこも家があ
つたところらしい。これををぶち抜い
て、この家を全部流してしまつて、そ
してこつちが詰まつておるから——
こも道路があつて、兩岸も家でもし
ければ、これをぶち抜いて、新しい
川ができていたいま百数十世帯と
申し上げましたが、まだまぢく、
その土地の人の言うことでもわからな
い。二百世帯という人もあれば、いや
百何十世帯というふうな状態、ま
たさつきも死骸が一つ上つたといふ
うなぐあい、流れたのもちろんあ
りますというふうな惨状でありまし
た。熊本市内の白川にかつた橋が十
三あるそうで、そのうち残つてゐるの
が二つだといふことです。市内は完全
にオーバー・フローで、上流から持つ
て来たどろがみな各家に入つてゐる。県
庁も水が入る。知事公舎などは、川岸に
ありますから、ずいぶん高いところま
で入つておりました。私の行つたとき
は、ちようど水が引いておりましたの
で、各戸家の中に入つたどろをかき出
しておる。それが雪国で屋根から雪を
落して雪がたまると、一聞くらい
をほつ／＼運んでおるといふような、

ちよつと見た者でない、びんと来な
いかもしれませんが、いふやうな状態
であります。

一昨日、五時の飛行機に乗る前に、
今度は遠賀川の筋へ行つて見たので
す。遠賀川の植木町というところが、
左岸に普通水路がこうあるのが、
これを堤防式に打切つて川筋がかわつ
ておる。それで左岸一帯が水浸しにな
つて、いまだに灌水しておる。そして
途中の道路もこわれておるといふやう
なわけ、現場へ行くことができません
でした。行くにしても非常に迂回す
るので、時間がかかるといふので、
やむを得ず私はむしろ灌水の状況を
見るためと思つて——これからちよつ
と五、六キロ下が国道で、遠賀川の駅
があります。その方へ行つてみよ。
そこへ行くために、海老津という駅か
ら——海老津は遠賀川駅の手前の駅で
あります、それを通つて行くと、
間もなく国道が水につかつておる。
そこを船で渡してもらいました。和船
で十分か十五分くらいいりで行く距離
がある。それから今度線路へ上つて、
そして駅へ出る。駅からさらに鉄橋ま
で行つて、様子を見て来ました。本線
の方は水がすつかり引いてしまつて、
ほとんど平生に近い。これも河口がと
まつたやうなもので、左岸一帯が屋に
至るまで水浸しになつておる、まあ
こゝろいふやうな状況であります。

そのほか門司は風師山という山があ
つて、その山は国道の南側であります
が、山くずれがあつて、国道を突破し
て国道の向い側まで行つております。
これは行つてみるべきであります。
小倉は山くずれでなく、水の方であ

る。これが関門隧道におどり込んだと
いふ状態であります。相当どろを運ん
でいるので、この片づけが二十日ころ
までかかるという状態であります。
かわつたところでは、長崎県の北松
地帯と申しますか、炭鉱のあるところ
であります、こゝはこの前にもあつ
たらしいんですが、地すべりが数箇所
あつて、それと隣接した佐賀県にも地
すべりがあつた。これはほんのお話で
すが、私が佐賀の県庁に行つていると
きに、そこへ報告の出たおつたので
は、死者二十四名と書いてある。と言
つておるうちに、鉛筆で直して来たの
が、もう二十五人追加するといふ。そ
れは北松地帯の地すべりです。
まだ何分にも混雑しており、繰返し
申し上げますように、交通ない通信が
十分ではありませんから、各地の模様
はまだすつかりわかつておりません。順
次報告に従つて申し上げたいと思いま
す。簡単でありますけれども、大体
以上でございます。

○久野委員長 質疑の申出があります。
○瀬戸山委員 今度の北九州地方を中
心とします大水害について、大臣がた
だちに現地に行かれた。さらにまた、
政府が特別な対策本部を福岡に設けら
れて、その善後措置に努力しておられ
ることは、私もまことに適宜な処
置として、感謝いたしております。こ
れは日本経済、産業から申しても、重
大な損失であります、できたことを
いまして申し上げるのには、ごまかせ
ん。六百ミリないし千ミリという、今
までほとんど経験のないやうな大雨
でありましたので、人力をもつてこれ
をどうするといふことは、まず不可

な、いわゆる不可抗力のやうな事態で
はありますけれども、国の治山治水が
叫ばれておることは、いまして私が大
臣に申し上げるまでもなく、すべての
者が叫んでおるところであります。直
接の被害が、きよらの新聞報道によ
りまして、千四、五百億といふこと
であります、間接の被害、日本の産
業、経済に及ぼす被害は、莫大なもの
であると考えられるのであります。

そこで、私はこの災害後の処置につ
いては政府を信頼いたしておるわけ
でありますけれども、私どもは常に考
えております日本の特殊な地域におけ
る災害の予防措置が、口で論じられ
るほど実際には行われておらぬ。財
政事情、財源事情といふことのもとに
おいて、その計画の何分の一も行われ
ておらないといふのが、今、日本の政
治の重大な欠陥だと私は考えておるま
す。この災害は六月に始まつたのであ
つて、今や第四号の台風が接近しつ
つと報告され、十月末、場合によつ
ては十一月の終りまで災害が来るので
あります、これに対する根本的な政
治が、私は行われておらないやうな気が
するのであります。二十八年年度の予算
においても、治水費は、昨年度よりは
少額ふえておる。それも、もちろん多
目的ダムその他の増額でありますけれ
ども、一般河川についての経費は非常
に貧弱である。財政事情といふこと
も、もちろんわかりませんが、こゝろ
一瞬にして千数百億の損害をこうむ
つておるのでありますから、私は日本
の政治の根本問題として、他のある程
度の財政支出は削減しても、この根本
問題を解決するのが、日本の政治の中

心課題であると考えております。もち
ろん大臣もそういうお気持ちではあろ
うと思ひますが、これをもう少し根本的
に解決しなければならぬ、こゝろ
考え、私は大臣の気持といひます
か、決意をお伺ひいたしておきたい
と思ひのであります。

○戸塚國務大臣 一々ごつともな御
意見であります。今までも治水、治山
の対策は、できるだけ——このできる
という意味は、財政で許さないからし
かたがないといふやうな気持ではな
く、やつて参つたものだと思ひます
が、ことに今回のやうな未曾有の雨量
があるといふことを考えました場合、
どうしてもこれはあらためて治水の対
策を考えなければならぬ。それには
山の方の始末、たとえば植林でありま
すとかあるいは砂防といふやうなこ
とについて、もう少し強く考へて行か
なければいかぬと思ひます。いづれに
しましても、国民の安心をいたしたけ
るやうに対策は講じなければならぬとい
ふことは、重々ごつとも思つてお
るのであります。こゝろいふ場合には、
とかく財政の事情が、こゝろいふこと
で済まされがちですが、こゝろいふこと
ではいけないと思ひます。私どもも今後の
対策として、さらに考へをかえて参ら
なければならぬといふやうに、目下
寄りの話をいたしております。私
は、実はせんだつてこの委員会で
も、災害の復旧といふことが何年もか
かるのはおかしなやり方なんだ、これ
はどうしてもすく復旧するといふこと
がほんとうの建前にならなければなら
ないといふことを、申し上げたのであ
ります。そのみならず、治水の対策
といふことは、今までも考へておらぬ

けではありませんけれども、もう一息何とかかき加えなければならぬというところを、せんだつて来省内でもしばしば話をいたしておつたようなわけがあります。たまたま、今回のような災害に際会しまして、一層その気持を強くいたしたのであります。また、たまたまお話の中にもありました被害というところを考へれば、ここに国帑を相当費すこともやむを得ないということ、これも私も重々ごもつとだと存じます。しかし何分国の財政はいろいろの方面に仕向けられておりますので、私どものところだけが思うように参るといふわけにも参りませんまいけれども、しかし、御趣旨の点は十分に尊重をいたして参りたい、かように考へております。それにつきましても、国としてもう少し河川の管理の方法について根本的に考へなければならぬ点があるが、これは今までも皆様から始終お話があつた通り、そういう点についても強力に進めなければならぬと思ひます。また河川のみならず、国土の保全という点について、さらにいろいろ考へて行かなければならぬ点がたくさんあるように思ひます。こういう点についても、今後十分に研究をいたして参りたい、かように考へております。

○瀬戸山委員 大臣の決意のほどをお伺ひして、敬意を表します。ただ、その決意が、精神的な決意で終らないことを希望しますとともに——これは私がお答を願うのではありませんで、希望を申しておくのですが、今国土の保全という言葉を使われましたが、国土の防衛という名前のものに、数百億の金を今、日本の財政は投じておる。もちろんこれも必要であります。国民自体は、これが何ゆゑにさように必要かということについては、認識が薄いのであります。しかしこうやつて、ただ一日か二日の間に千数百億の直接被害を受けておる。そのほかに交通絶縁その他によつて産業経済に及ぼす影響は莫大なものであるということは、先ほど申し上げた通りであります。こういう日本の狭い国土に——今度の事例は一つの例であります。今後こういうことがたび／＼起るのであると悪い予感がするのであります。真に国土の防衛をする、真に日本の国民の安全の地をつくるのには、枯葉花におびえて防衛費をたくさん出すよりも、この際、日本国民の幸福のためには、少くともここに数百億の金を投じてやるべきだ、かような考へを持つておりますが、それについてはお答を求めませ

○田中(角)委員 九州の災害について、詳細な現地報告を建設大臣から伺つたわけでありまして、いつも当委員会でも申し上げている通り、災害は起きてからいかに考へても、手の施しようがないわけでありまして、そればかりではなく、今年是非常に早く災害が多つたわけでありまして、たまたま瀬戸山君が言われたように、これから十一月までは、これよりも大きな災害がいつ来るかもわからない。災害は来るものであるという前提で考へなければならぬのが、戦後の日本の実情であります。昨年の予算編成に際しまして、昨年度は比較的災害がなかつたから、予備費の八十億はそのまま置いて、二十八年度の予算編成に際しても、この程度でよいのではないかとしような大蔵省、経済審議庁両当局の意向があつたようでありまして、当委員会といつたしましては、このよう考へて政府部内にあるからこそ、年々歳々災害亡国から脱却することができないのだという考へを強く意見を申し述べ、これが蒙を聞いておつたわけでありまして、この災害対策というものを対しては、いわゆる災害対策ではなくして、いかなる内閣ができて、内閣の施策のうち最も大きなものにこの治水対策を取上げなければならぬ。もちろん、今までも歴代内閣が取上げておるのであります。戦時の過伐、濫伐というやうな状況から考へまして、毎年度の予算に盛り込まれておるやうな治水の治水の費用が少くは必ずしも申し上げられないのであります。このやうな大きな災害を繰返している日本の現在から見ると、抜本的な施策を行つて、もう少し別な財政措置を考へ

なければ、災害亡国となつてしまつて、再び立ち上れない日本になるのではなからうかという考へを私は痛切に感じ、常に発言もし、建設当局にもそれが具體的な措置を要望して参つておるわけでありまして。災害対策について具体策を講ずることは、これはもう当然のことでありまして。しかし、たまたま申し上げましたように、抜本的な治水対策を樹立すること、これこそ災害亡国より脱却するたつた一つの道だといつても極言ではないといふことを申し上げたいのであります。降雨量が、歴史的に見ましてもまれなほどであつた。それがために、計画洪水よりも非常に大きな降雨量でありましたので、川はこれを吐くことができなかったといふやうなことも、この委員会と言われたのであります。歴史になつたやうな大きな大きな降雨量があつたから、堤防が決壊しても溢水してもやむを得ないといふことは、これは言えたものではありませぬ。私は、そういうところに政治の大なる欠陥があるといふことを申し上げたいのであります。当然戦前の、何十年、何百年までの日本内地における洪水の統計に基いてやつておるわけでありまして、少くとも戦争中の過伐、濫伐というこの大きな現象から起る戦後の災害対策というものは、統計数字よりも別な角度から考へられなければならぬやうな降雨量がなかつたといふことによつて、今までの計画が間違つておつたとするならば、私はこの大水害の責任の大半は、やはりその行政官庁も負わなければならぬといふことさえも考へておるわけでありまして。いわゆる歴史にまれなもので

あつたからといつて、その責を免れることはできないといつても、私は過言ではありません。なお、当委員会といつたしましても、毎回でありますし、特にこの前の委員会におきましては、もう洪水時期でありますから、財政措置を講じてもらいたい、しかも災害基金制度等に対しては、特別な考へを持ってないかといふことを大臣にも申し上げております。もう一つは、本年度は選挙その他によりまして、暫定予算を組んでおりますが、六、七月の暫定予算に対しては、特別な配慮をもつて公共事業費の大幅増額を強く要請しておつたわけでありまして。にもかかわらず、七月の予算にはこれを盛ることができなかったものであります。私は、こういうおつたことのできない現象に対しては、少くとも七月予算に盛りなかつた大蔵當局、その他内閣の諸君も、深い反省をしなければならぬ。そして六億や十億という問題を申しておるのではなく、根本的な觀念をかえなければいかぬ、また自分たちの考へに対して、謙虚な反省をしなければならぬ、私たちはそういう強い希望を申し上げておきたいのであります。

もう一つは、大臣もちよつと触られたのであります。水行政の統一ができておるから、だからこのやうな問題を起すのだといふことを言つておるのですが、毎回々々、年々歳々災害を繰返しておつて、お隣の中国では、水を治むる者は中国を治むる、今、日本の政治は、水を治むる者は日本を治むる、水を治められない者は日本を治められないとさえ私は極言しておるのであります。

すが、一部の人は、建設委員会は自分の所管の建設費の費用や窓口を広げたり、増額したいためにやつておるのだという言ひを言われるのであります。私達は心外にたえない。こういうところに政治の欠陥があり、われわれ自身が深く反省しなければならぬ問題があるという事を考えておるわけでありませう。私は昨日も道路整備のためのガソリン税収入相当額を、道路整備の費用に盛れという法律案を、参議院の大蔵、建設両委員会で審議をしていただいたのであります。が、道路整備の急を、何人もこれを肯定しながら、現在の財政状況においてはこの程度でいいのではないか。しかもこの様な法律は、必要性は認められるけれども、税制の根本を乱すおそれがある。財政当局の予算の編成及び審議権を拘束するおそれがあるから考へなければならぬと言ふ。私はこういふ考へそのものが日本を危うくしておるのだという事を、きのう率直に自分の意見を表明してあります。経済再建のために、日本復興のために必要な処置であるならば、私は非常立法をどう／＼やる事が政治であると思つておられます。しかも戦後の予算編成の状況を見ますと、ある特定の人、特定の地域に対する補助立法がどん／＼出ておられます。きょうもこの委員会が北海道に対する防寒住宅法に対しての法律案を上げました。産業労働者に対する二十億の予算を盛り込んでおる法律案を、同時に上げたわけでありませう。しかし、私はここで申し上げたいのは、治山治水、道路、港湾という様な、こういう大きな整備というものは、その利害というものが全国民を対象と

しておるような問題に対しては、比較的関心が薄いのではないかと。道路とか河川とか、海岸堤防、災害対策、こういう様な利害が全国民を対象としておる。このものこそ大きく打出さねばならぬ問題に対して、議員であるお互いでさへもそうでありませう。そういうものよりも特殊なもの、ある地域の者に対する利益擁護や予算の増額というものには、われわれは少し重点をもち過ぎるのではないかと。現在も予算も編成せられ、また二十九年度予算も今事務局で立案しつつある現在でありますので、私は少くとも内閣の責任において、また内閣だけではなく、今選出せられておるわれわれ、衆参両院議員の良識と熱意によつて、この災害亡国から脱却しなければならぬ。それで、この様な災害、千数百億を一日か二日のうちに流してしまふ様な大きな問題に対しては、少くとも来年、再来年からこれを繰返して行かないという、抜本的な対策を立案していただきたいし、またわれわれ自身もそういう態度をとらなければならぬ。この問題は私たちが建設委員会だけで、いかに声を大きくしてもできる問題ではなく、特にどの元過ぎれば熱さを忘れるわけでありませう。今二千数万人の死者を出して、何十万人、何百万戸という罹災者を出しておられます。このなま／＼しい現実の中で、これを目の前にして、これを再び繰返していかぬかという事を発言するのには、私は非常な好機であると思つておるま

す。建設大臣は勇敢に、われわれ自身もまた両院において世論の喚起にも努力をいたしますが、大臣も農林、通産、運輸等の諸大臣とも十分連絡をとられて、このなま／＼しい現実があるときに、どの元過ぎないうちに抜本的な対策を講ぜられんことを強く希望いたしておきます。

○久野委員 引續いて質疑を継続いたします。岡村利右衛門君。

○岡村委員 私、簡単に一つ質問したいと思つておるのですが、それは今度の災害は、いろいろの原因あるは欠陥があるからでございます。役所のセクシヨナリズムがあまり過ぎるのじやないか。たとへば農林砂防だ、あるいは建設砂防だというふうで、砂防だけについても二つにわかれておるというふうなことが方々にあるのではないかと。このことにつきましても、大臣はどういうふうにお考えになつておられますか、承つておきたいと思ひます。

○戸塚國務大臣 先ほどもちよつと申し上げたと思ひますが、こうした國土の保全というふうな立場から、根本的な考へ方をしななければならぬ。かように私も考へておるのであります。今お話にありましたように、セクシヨナリズムがどうかという事は、あまり具体的に申したくありません。御趣旨のことは、よくわかつておるつもりであります。先ほどまた田中委員からもだん／＼お話がありました。抜本的な施策という事は、そういう意味も多分に含んでおられることと、私は拝聴いたしておつたのであります。決してその点についておろそかに

にしないつもりであります。もつと露骨にいへば、私がかような立場になりまふ前から、この問題が一番日本を毒しておる。円滑を欠いたり、また施策の施し方が不利というか、損だという様な気持を持つておつた一人でありませう。そういう点では、はなはだなまじきなやうでありますけれども、皆さんと決して考へがかわつておらぬつもりであり、またこういう点については、多少は話を交つ／＼しておる。では、あまり表面切つて今どうというかと、その点はもう少しおまかせ願ひたい、かように考へております。

○岡村委員 大臣のお考へはよくわかりましたけれども、ちよつと今御主張なされたけれども、思ひます。この点よく御決心をなさいます。御主張なされることを切に願ひいたします。

○戸塚國務大臣 今言ひ出すのがいかかどうかについては、なか／＼むずかしいところがございます。それで、なくとも、言つていいところははすでに言つておきます。

○山下(農)委員 ほとんど質問も言ひ尽されておるやうであります。今岡村君も触れておられたと思ひますけれども、今度のあれだけ大きな災害に對して同情をしたり、いろいろ過去を悔んでみても、しかたがないと思ひます。大臣は先ほどの報告で、福岡に災害対策本部を設けた、あるいはさしあたり十億の金を出した、こう言つておられるのですけれども、千数百億の損害を受けた九州地方に、十億を出してみたつて二十億を出してみたつて、これは二階から目薬のやうな感じであり

まして、どういふおつついて行かないのであります。せつかく今予算の審議の最中でありませうが、大臣は、予算の組みかえを要求して、大なる災害に對するところの復旧復興の方策を立てられる腹を持つておられるか。さりとて、組みかえができませんとするならば、新しく予算を要求して、今の二十八年度予算に對してもつと追加計上して、今度の災害を早急に復旧復興する対策を立てられる考へを持つておられるか、その点を伺いたいと思ひます。

今までは／＼本委員会でも私は申し上げたのでありますけれども、過去の災害から考へまして、災害が起つても、その復旧復興が五年や三年で解決がついていないのであります。一例を申し上げますと、阪神間に神戸を中心とする大災害が昭和十三年に起つたのでありますけれども、その災害の復興がいつまで完成をいたしてないのではありません。十年を過ぎても復興が完成しないという事では、復興よりも災害の方が先に追いつけて参るのであります。私は九州の今度の災害についても、それをおられるのであります。もう少し建設当局はそういう点に思ひを置いて、再びかかることを繰返すことのないやうに考へますと同時に、早急にこれを解決することを考へなければならぬのであります。ことに今は、九州地方においては、先ほどの大臣の御報告にもありましたように、農林は田植えの植付時であります。一体これらに對してどういふ措置をとられるかという事は、食糧問題とからんで国民の大きな関心の的であらうと私は考へております。こういうこと、今審議中で

○久野委員長 逢澤寛君。

○逢澤委員 先ほど来の同僚諸君のお話で、大体尽きたのでありますが、私はただ一、二点だけこの機会に大臣の所信を明らかにしていただきたと思ひます。今回の九州に起りました災害にあたりまして、さつそく現地に出張し、親しくその被害状況をこらんとくたさつた、その点に對しては、私も非常に敬意を表しております。罹災民の救済等、今後の災害復旧に對して、ただちにやるといふことは當然のことでありまして、私はただいま大臣がお答えになつておりました。これは大臣の御意中かどうか知りませんが、私の耳に入りましては、今が時期かどうかは云々というお言葉があつたように記憶しております。私は災害復興をやることも一番重大なことであり、一番急を要することであると思ひますが、それと同時に、責任大臣といつたしまして、また私も責任のある委員会といつたしまして、恒久対策をこの機会に考へねばいかぬ。災害復興をやるにあたりまして、恒久的の考へ方の上に災害復旧を立案せなければならぬと思ひます。予算の問題につきまして、あるいは財政の都合によつて、かくやりたいと思ふ事柄ができません。それがために、何十万という罹災者がそこにいるといふことは、いろいろな点におきましてお互いの責任が私にあると思ひます。もしそれ端的に申し上げますならば、そういうような危険地帯に、安住の地として人民が住むといふことは、それ自体に對して、相当注意を払わねばいかぬといふことまでも考へなければならぬことだと思ひます。それは主管大臣であ

り、またわれ／＼主管の委員会といつ

しまして、当然研究を常にやつておかなければならない問題だと考へておるのであります。そこで、先ほど山下委員の方からお話がありました。総理の枕頭にも行つてといふことは、ちよつとどうかと思ひますが、この機会にできるだけ恒久対策をやりまして、先ほど田中君から抜本的の対策を樹立すべきであるといふお話がありました。申し上げたように、起つた災害を急速に復興するといふことは當然であります。しかしながら、それに偏するの余り、恒久的のことを忘れておると思ひます。そこで、結局これは予算の問題になつて来ると思ひますので、私もこの責任があると思ひますが、閣僚であるあなた方、また主管省である建設省とせられましては、この機会に特別の考へ方をしていただきまして、今後の予算措置——私は筑後川のことに對して多く語ることを避けたいと思ひます。しかしながら、先般来のいろいろ／＼な報告事項を総合して考へますと、われ／＼も反省せねばならぬこととがたくさんあると思ふ。この反省すべき河川の周辺に何十万という人々が安住の地として住んでおることに對しては、私は非常に不安を感じておるのであります。これはひとり筑後川沿岸だけではなくと思ひます。日本の河川には、至るところにこつこつと現存することを、私は非常に心配いたしております。それには、今後の恒久措置については、ただいまお話にございましたように、この時期が適当の時期かどうかといふことは、私は

さらに検討したいと思ひますけれども

も、内閣といつたしましてこの機会に、このまじ／＼の現実を見たときに、予算がないからさうしたことはできぬといつて逃げることはできぬと思ふ。もしそれ、予算がないからできぬのでありますれば、この地帯は危険地帯として安住の地でないといふことは、そこに表示せねばならぬ責任があると思ふ。こつこつと点につきまして、私が申し上げなくても、大臣の方ではいろいろお考えがあると思ひますけれども、私も委員といつたしまして、重大なる責任を感じております。この点については、お答えは私はさらに求めませんが、あなたが責任大臣といつたしまして、今後日本の河川はこつこつと弱な貧弱な河川が、なお相当、九州のみではない、各地に点在しておる。それに対する対策としてこつこつとやうなことをやらなければならぬといふことを、この機会にお考えを承りたいと思ひます。

○戸塚國務大臣 お話の御趣意はよく

承りました。この機会がどうこうと言つたのは、これはいろいろ／＼の問題がありますから、何と云うのでしようか、あまりチャンスをつかみ過ぎたやうになることもどうかという氣持があるのをごいいます。もちろん私もとして考へをしなければならぬことは、昨日からそれ／＼いろいろ／＼話合つてはおります。この上はひとり委員会の皆さんにも格別の御協力をお願いする以外に、ただいまは申し上げる言葉はございません。

○逢澤委員 結局は予算の問題であり

ます、財政の問題だと思ひます。従来大蔵省が考へておる考へ方が、あまりにもおごりになつておりはせぬか。そこでこつこつとやうな大被害があつた折には、一番よくわかると思ひます。申し上げましたように、日本の河川の中には、第二、第三の筑後川がだんだんあるといふことを、財政当局にもよく認識させねばならぬと思ひます。この点は特に御注意を願ひたいと思ひます。

○久野委員長 只野直三郎君。

○只野委員 私、治山治水の建設行政の根本問題について、実は大きな疑問を持つておる。それは今の日本の建設行政の制度に大きな欠陥があるのではなからうか。その欠陥といふのは、実は地方の建設行政を見ても、中央のそれを見て、実際の建設に携つておるののは労働者と議員と政府の役人、これだけなんです。そうして國民の大半は、ほとんどわれ／＼には関係のないことだ。ことに農業者以外の階層の人々にならば、そういうことがあることすら忘れておる場合がある。要すれば、日本の國の人々一人一人が、建設に関する認識という点において足りないのではないか。認識がないから協力がなない、ここに私は日本の建設行政の重大な欠陥があると思ふ。それで、現在の制度、機構についての疑問といふのは、要すれば中央に依存すれば何でもやつてくれる、中央の建設省に頼めば、たいていのことはやつてもらえるのだといふこの考へ方が、一般に多いのではないか。その原因がどこから来るかといふと、これは中央集権の制度から来ておる。それで建設行政、その他全般に關しても同様でありますけれども、ことに建設行政に關する限りは、徹底した地方分権の方式によつて、地方民の民力活用方式をとらなければならぬ。私も徳川時代の各藩における治水治山の対策を多少研究してみても感ずることは、各藩の百姓が山の本を切るにも植えるにも、これはおれたちの川を守るのだ、おれたちの山を守るのだという意識でやつておる。それが今の日本にはなくなつておる。ここにいわゆる建設行政の根本源泉の道がある。その根本を改めない限り、どんなふうにも役人が動いても、議員が演説をしても、実は効果があらぬのではないか。私は今度の筑後川の大災害に關連して、これはあえて筑後川だけの問題ではありませぬ。阿武隈川があらば出ずともわかりませぬ。北上川があらば出ずともわかりませぬ。いつどこに天災が来るかもわかりませぬ。そういう意味から考へても、この際建設行政の根本的な制度について、さらに検討する必要があるのではないかと。それで大臣にお尋ねしたいことは、そういう意味において、そういうことの研究をする機関を——今あるかもわからぬが、あるならばさらに拡大強化して、天下の識者を集めて國策の根本を決定するなりいたしまして、早くやる必要があるのではなからうか、このことをお尋ねしたり、意見を述べたりしたかつたのであります。

○戸塚國務大臣 お話のうちにござい

ました旧幕時代と比べて、地方の人が自分らを守るという考へがなくなり、お上をたより、政府をたよるといふ氣風がふえて来たといふことは、確かに考へられます。それは逆に、従前に、そういうふうな中央で、つまり幕府で地方の施設までするやうな制度になつておらなかつたといふ点もある

うかと思ひます。これは今のうちに、中央から地方にはんとうのつながりができて来たような時代とは、やや違ふとは思ひますけれども、しかしお話の中に、地方の者がもうちよつと本氣になつて、みずからやろうという氣持にならなければいけないという事は、まことにごもつともだと私も考えます。何でも政府に言えはいんだというふうな思想、こういうことでもおもしろくないと思ひます。但し、これは地方制度その他も、いろ／＼関連するところがあろうと存するのであります。また地方制度についても、目下財政制度その他の処置について、いろ／＼研究をされておることでありまして、そういう点についても、また地方でもつとみずからの土地を守るといふふうな氣風が起るよ様に、そういうふうな制度の改革があることは、非常に願わしいことだと私も考えます。御趣旨はよく承つておきました。また私も研究の参考にいたしたい、かように思ひます。今どういふ委員会制度があるかということについては、私はつきり承知いたしませんけれども、この点についても、それ／＼いろ／＼な委員会がありますから、そういうところに、またこちらの注文を出すということ考へて行きたいと思ひます。

○久野委員長 村瀬君。
 ○村瀬委員 簡単にお尋ねをしておきたいのでありますが、予想外の大水害でありますので、数字の固まつたものが容易に出て来ないことも想像できることでもあります。しかし、根本問題といつたしまして、この千数百億に上る災害には、応急策だけでも、ずいぶんな予算を要すると思ひます。政府におかれましては、現在提出されております二十八年度予算の範囲内で、この水害が片つき得るものであるとお考えでありますか、それとも根本的に補正予算をお考えになる段階に来ておるとお考えでありますか、その基本問題についてお尋ねしておきたいと思ひます。
 ○戸塚國務大臣 先ほどそれには似たお尋ねがあつたわけでありまして、ただいままだ被害の表情も十分ままつておらぬのでありますので、明確なお答えは申し上げかねます。しかし予想では、あるいは二十八年度の予算費に、つまり八月になつて、全部でも足りないかもしれないといふようなことも考えられるわけでありまして、これらについてどういふふうな措置して参りますか、この点については各省の關係もありますから、いさ少し報告を待つて考へて行きたい。もちろん、こちらにおきましては、そういうふうな予想もあつて、いろ／＼大蔵省なり何なりと研究をしてもらいたいと思つておりますけれども、今ここでどういふふうなことにしようか、申し上げかねるのであります。

○村瀬委員 それから台風第二号を中心とした前後の災害と今回の大災害と重複した府県もありませんし、また前面の台風第二号を中心とした災害に主として見舞われて、今回は幸いにも免れたという府県もあるのですが、台風第二号による災害に対しまする措置は、かなり時日を経過いたしておるのであります。その災害を受けた府県におきましては、首を長くして何らかの措置に早く濟うように待つておるのであります。これらの措置に対しましては、今度の災害と一括して御措置をなさる方針でありますか。そうなりますと、前の災害はまだ相当時間を要せねば救済の手が伸びないといふことになつておるのであります。御方針を承りたいと思ひます。
 ○戸塚國務大臣 先般の災害の分は、実はまだ査定にかかつておらぬ。地方によつて査定にかかつておらぬ。地方にかららないところがあつたところと、まだ方は、まだそこまで行つておらないのであります。自然あわせてというふうな地方もできると思ひます。
 なお先般の災害については、各省關係の方はどういふふうになつておられますか、私もつきりいたしません。何か三億五千ときまつたとかどうとかいふ話を聞いた程度でありまして、建設省の關係は、今申し上げたやうなわけでありまして、

○村瀬委員 御答弁の趣旨がはつきりしないのでありますが、私の申しませぬのは、台風第二号を中心とした前後の災害を受けてから、かなりの日数がたつてゐる。今度ののは、たゞいま御説明にありました通り、大きな災害でありますから、これが査定を完了して数字を固めるまでには、なお相当の時日を要する。今度の災害のすべての調査査定が終らねば、台風第二号によつて受けた災害も、そのまゝ手をこまねいて待つておらねばならぬといふのは、補修その他においても時機を失してしまふ、また關係被害民は、非常に失望するわけでありまして、その措置はどうかいふふうになさる御方針であるかといふ時期的な問題が一つ。
 それから建設省に關する限りは、まだ他の問題よりは多少——もし一緒にしても、いざれ査定するのであるからといつて、納得さす余地が、全然ないことではないのであります。この災害は農業災害その他の災害が非常に大きいのであります。台風第二号の場合におきましては、それらの措置までもこれに善添えを食うといふことになりまして、台風第二号によつてこつむつた被害府県民は、まづたく被害のまま長く放置されるという状態になりますので、そういう点もお考えになつて、御方針を承りたい。
 ○戸塚國務大臣 区別のできるどころと、できないところがあつたところもあるかもしれない。これは常識でわかりませんが、もちろん今度の災害があつたから、この災害の査定が済むまで前の分まで引延ばす、さういふことはいたさないつもりであります。
 ○久野委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。
 午後零時四十六分散会

〔参照〕
 産業労働者住宅資金融通法案（内閣提出）に關する報告書
 北海道防寒住宅建設等促進法案（瀬戸山三男君外三十八名提出）に關する報告書
 〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年七月十日印刷

昭和二十八年七月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局